

平成二十八年一月二十一日提出
質問第七四号

TPP交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

TPP交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一九〇第一五号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「TPP交渉の大筋合意に伴い、政府は衆参農水委員会の国会決議は遵守できた」と認識しているか」と問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一九〇第一五号）では、「∴政府としては、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、全力で交渉に当たってきたところであり、国益にかなう最善の結果を得られたと考えている。交渉の結果を当該決議に照らしてどのような評価するかについては、国会で御判断いただくことであるが、政府としては、当該決議の趣旨に沿う結果を得られたと考えている。」とする答弁をなされている。右答弁は当方が質問している、「政府は衆参農水委員会の国会決議は遵守できた」と認識しているか。」との問いに対し、答えていない。衆参農水委員会の国会決議を遵守できたか、それとも遵守できなかったのか、端的に答えられたい。

二 前回質問主意書で、「重要五品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物）いわゆる「聖域」を守れたか」また、「重要五品目の三割が関税撤廃となる結果を踏まえても、重要五品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物）いわゆる「聖域」を守れたか」と問う

たところ、「前回答弁書」（内閣衆質一九〇第一五号）では、「環太平洋パートナーシップ協定交渉（以下「交渉」という。）において、御指摘の「重要五品目」については、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸入統計品目表上、五百八十六品目があり、そのうち約七割に相当する四百十二品目を関税撤廃の対象の例外としたほか、米、麦及び乳製品に関する国家貿易制度を維持し、関税撤廃の対象とする品目についても、輸入実績が少ないもの、国内農産品との代替性が低いもの又は関税撤廃をすることがかえって農業者にメリットを与えることになるものに限定するなど、交渉の結果として最善のものとなったと考えている。…」との答弁がなされている。右答弁は当方が質問している、「重要五品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物）いわゆる「聖域」を守れたか」また、「重要五品目の三割が関税撤廃となる結果を踏まえても、重要五品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物）いわゆる「聖域」を守れたか」との問いに対し、答えていない。TPP交渉の大筋合意にともない、結果、重要五品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物）いわゆる「聖域」を守れたのか、それとも守れなかったのか、端的に答えられたい。

右質問する。